

## ツインインターネットサービス利用規約

### 第1章 総則

#### 第1条（利用規約の適用）

ツインインターネットサービスは、株式会社ゼクシス（以下「当社」といいます）が提供します。当社は、ツインインターネットサービス利用規約（以下「本規約」といいます）を定め、本規約を遵守することを条件として利用契約を締結した者（以下「契約者」といいます）に対して、ツインインターネットサービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。

#### 第2条（利用規約の変更）

当社は、契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

#### 第3条（用語の定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
フレッツ回線	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社提供のフレッツシリーズ（光回線、ADSL回線、ISDN回線）の通信サービス。
ルータ	データの蓄積・交換・中継を行うネットワーク接続装置。
ネットワークセンタ	ルータの集積される当社の管理する場所。
ホスティング	契約者所有のドメイン名にてサーバ機能を提供するサービス。
ハウジング	契約者所有のサーバの設置場所を当社ネットワークセンタ内に提供するサービス。

#### 第4条（通知）

当社から契約者への通知は、当社より契約者に対して発行したメールアドレス（その他特別に契約者が指定した連絡先メールアドレス）宛の電子メール、書面の郵送又はホームページ上での掲載等、当社が必要と判断する方法により行うものとします。

2 前項の通知は、当社が当該通知の内容をホームページに掲載した時点又は電子メール及び書面等が当社より発信された時点より効力を生じるものとします。

#### 第5条（特約）

当社は、業務上必要なときは、契約者と特約を定めることがあります。

#### 第6条（サービス提供の範囲）

当社のツインインターネットサービスの提供の範囲は他事業者との接続点までとします。

#### 第7条（サービスの種類）

当社の提供するツインインターネットサービスには、次の種類があります。

種類	内容
IP接続サービス	当社のネットワークセンタに設置されているルータと、契約者の使用する1つの端末とを、電話回線もしくはフレッツ回線により結んで提供されるインターネット接続サービス。および、ホスティング、ハウジングによりインターネットへの接続を提供するサービス。
ホームページサービス	当社ネットワークセンタに設置されているサーバ内にホームページを開設してインターネット上よりの閲覧を提供するサービス。
メールサービス	当社ネットワークセンタ内に設置されているメールサーバにより電子メール受発信機能を提供するサービス。

#### 第8条（準拠法）

本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

#### 第9条（合意管轄裁判所）

本サービスに関連して、契約者と当社との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとします。

2 前項の協議をしても解決しない場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第2章 IP接続サービス

#### 第1節 通則

#### 第10条（契約の単位）

当社はIP接続サービスごとに1つのIP接続サービス契約を締結します。

#### 第11条（権利の譲渡制限）

契約者がIP接続サービスの提供をうける権利は、第三者に譲渡することはできません。

#### 第2節 申込及び承諾等

#### 第12条（利用の申込）

IP接続サービスの利用の申込は、本規約に同意の上、当社所定の手続きによって行うものとします。

#### 第13条（申込の承諾等）

当社は、利用の申込があったときは、受け付けた順序に従ってこれを承諾するものとします。
2 当社は、前項の規定に係わらず、利用の申込を承諾することが技術的に困難であるなど、当社の業務遂行上支障があるときは、その申込を承諾しないことがあります。

#### 第14条（契約内容の変更）

契約者が契約内容の変更を行いたい場合、あらかじめ当社所定の手続きにより当社に届け出るものとします。

2 当社は、前項の届け出を承諾した場合は、その旨を通知します。

3 当社は、第1項の届け出があった場合に、その届け出を承諾することが技術的に困難であるなど、当社の業務遂行上支障があるときは、その届け出を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を通知します。

#### 第15条（届出事項の変更等）

契約者は、当社への届出事項（氏名、住所、請求書の送付先および電話番号等）に変更があった場合は、速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。

2 前項の届出を怠ったことにより、契約者が当社からの通知が到達しない等、不利益を被った場合においても、当社は一切責任を負わないものとし、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 第3節 利用の中止及び停止

#### 第16条（利用の中止）

当社は、次に掲げる事由があるときは、IP接続サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき。

(2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。

2 当社は、IP接続サービスの利用を中止するときは、契約者に対し、前項第1項により中止するときは、契約者に対し、前項第1項により中止する場合にあっては、その10日前までに、同項第2号により中止する場合にあっては、事前にその旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

#### 第17条（利用の停止）

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、IP接続サービスの利用を停止することがあります。

(1) IP接続サービス契約上の債務の支払いを怠ったとき。

(2) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様においてIP接続サービスを利用したとき。

(3) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてIP接続サービスを利用したとき。

(4) 申し込みにあたって虚為の届出をしたことが判明したとき。

(5) 当社が不適切と認める利用方法（第30条（禁止事項）を含む）で本サービスを利用し、当社設備または外部設備に対して損害を与えたとき。

(6) 当社設備がサービスを提供することを、困難な状態に至らしめる利用の仕方を行ったとき。

2 当社は、前項の規定によりIP接続サービスの利用を停止するときは、契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 当社は、当社が緊急と判断したとき、またあきらかに法律違反と目される行為があった場合には、契約者に対して前項の通知を行う前に、サービスの停止を行う場合があります。

#### 第4節 契約の解除

#### 第18条（当社の解除）

当社は、次に掲げる事由があるときは、IP接続サービスを解除することがあります。

(1) 第17条第1項の規定によりIP接続サービスの利用が停止された場合において、契約者が当該停止の日から1ヶ月以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき。

(2) 第17条第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

2 当社は、前項の規定によりIP接続サービスを解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知します。

#### 第19条（契約者の解除）

契約者は、IP接続サービス契約を解除するときは、当社に対し、その旨を当社所定の手続きに従い通知するものとします。当該通知において解除の日とされた日が通知があった日の翌月末日以降の日でないときは、解除の効力は、当該通知があった日の翌月末日に生じるものとします。

#### 第20条（初期契約解除制度）

契約者は、当社から送付する契約の内容を記した契約締結書面等の受領日から8日間の期間内に、当社が別途定める方法により契約解除を行う旨の書面を当社へ送付することにより、新規契約の場合は契約解除、コース変更の場合はコース変更の取り消しができるものとします。この効力は書類を発送した時点で生じます。

2 前項により、新規契約を解除する場合、利用料金の請求はしないものとします。

#### 第5節 料金等

#### 第21条（契約者の支払義務）

契約者は、当社に対し、初期費用及び基本料金を支払うものとします。

2 初期費用の支払義務は、当社がIP接続サービス利用の申込を承諾し、契約者が第20条の初期契約解除制度を利用しない場合に発生します。初期費用および基本料金は、契約解約時にも返却いたしません。

3 IP接続サービスの料金は、課金開始日(契約者がサービスを利用出来る状態に当社が設定を完了した日の次の日をいいます)から当該サービスの有効期限の期間について発生します。

4 第17条（利用の停止）の規定によりIP接続サービスの提供が停止された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係るIP接続サービスの料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

#### 第22条（初期費用の額）

初期費用の額は、別表1「ツインインターネット料金表」に定めるツインインターネットサービスの利用契約に係わる額とします。

#### 第23条（基本料金の額）

基本料金の額は、別表1「ツインインターネット料金表」に定めるツインインターネットサービスの利用契約に係わる額とします。

#### 第24条（料金等の支払方法）

契約者が、IP接続サービスの料金等の規定による費用を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

#### 第25条（割増金）

IP接続サービスの料金の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うこととします。

#### 第26条（遅延損害金）

1 P接続サービスの料金その他サービス契約上の債務の支払を怠ったときは、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2 遅延損害金の額の計算は、次のとおりとします。

- 支払いの期間が30日以内のとき
  - … 未払い債務の100分の2の額
- 支払いの期間が30日を超えるとき
  - … 未払い債務の100分の2の額に31日から30日までごとに、1000分の15の額を加えた額

第27条（割増金等の支払方法）

第24条（料金等の支払方法）の規定は、第25条（割増金）及び前条（遅延損害金）の場合について準用します。

第28条（消費税）

契約者が、当社に対しIP接続サービスに関する債務を支払う場合において、消費税相当額を負担するものとします。

2 当社は、消費税相当額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第29条（自動継続）

契約者より所定の契約解除の通知がない限り、本サービスの有効期限終了後は本サービスの基本契約期間が自動的に延長され、以後もこの例によるものとします。

## 第6節 契約者の義務等

第30条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為（その恐れのある行為を含む）

を行わないものとします。

- 第三者もしくは当社の著作権、商標権等の知的財産権もしくはその他の財産権を侵害する行為、またはこれらを侵害するおそれのある行為。
- 第三者のプライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、またはこれらを侵害するおそれのある行為。
- 上記(1)(2)のほか、第三者もしくは当社に不利益または損害を与える行為、または与えるおそれのある行為。
- 第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為。
- 公序良俗に反する（猥褻、児童ポルノ、児童虐待、売春、暴力、残虐、虐待等）行為画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、これらを収録した媒体を第三者に提供、販売する行為、その送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
- 犯罪的行為、もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそれらのおそれのある行為。
- 違法行為（拳銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介または誘因(他人に依頼することを含む)する行為。
- 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載し、または不特定多数の者にあてて送信する行為。
- 人を自殺に誘因または勧誘する行為、または第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
- 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類する行為。（公職選挙法において認められている行為を除く）
- 本サービスを再販売、賃貸するなど、本サービスそのものを営利の目的とする行為。
- 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為。
- 第三者もしくは当社に対し、不特定多数に無断でばらまく広告・宣伝・勧誘等や、詐欺まがいの情報、嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール(嫌がらせメール)を送信する行為。第三者もしくは当社に対し電子メール受信を妨害する行為。「不幸の手紙」や善意を装ったデマといった連鎖的な電子メール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為。
- ログインIDおよびログインパスワードを不正に使用する行為。

(17)第三者になりすまして本サービスを利用する行為。

(18)本サービスによりアクセス可能な当社または第三者の情報を改ざん、消去する行為。

(19)コンピュータウイルス等の有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。

(20)第三者または当社に迷惑・不利益を及ぼす行為、本サービスに支障をきたすおそれのある行為、本サービスの運営を妨げる行為。

(21)本サービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し、重大な支障を与える態様において本サービスを利用する行為。

(22)上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます）が見られるサイトへリンクを張る等、当該行為を助長する行為。

(23)犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれが高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を不特定の者をしてウェブページに掲載等させることを助長する行為。

(24)薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品(指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品)もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。

(25)販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為。

(26)貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為。

(27)その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。

(28)その他、当社が不適切と判断する行為。

第31条（反社会勢力の排除）

契約者及び当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- 自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」といいます）であること
- 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
- 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
- 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
- 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること

- 契約者及び当社は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができるものとします。
  - 第1項に違反したとき
  - 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき
    - 相手方に対する暴力的な要求行為
    - 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
    - 相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為
    - 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
    - その他前各号に準ずる行為

3 契約者及び当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

第32条（自己責任の原則）

契約者は、第30条（禁止事項）に該当する契約者の行為によって当社および第三者に損害が生じた場合、契約者としての資格を喪失した後であっても、契約者は損害賠償等すべての法的責任を負うものとし、当社に迷惑をかけないものとします。この場合において、当社が請求すべき料金等がある場合には、契約者は、当社が定める期日までに支払うものとします。

2. 当社は、契約者が故意または過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

第33条（所有権）

本サービスを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号は、当社に帰属するものとします。

2 契約者は、本サービス上にアップロードした情報またはファイルについて、本サービス上において利用する限りなんらの請求権も有しないものとします。

3 契約者は、アップロードした情報またはファイルについて生じたすべての法的責任を負うものとします

第34条（著作権）

契約者は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供されるいかなる情報またはファイルについて、著作権法で定める契約者個人の私的利用の範囲外の使用をすることはできないものとします。

2 契約者は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、第三者をして、本サービスを通じて提供されるいかなる情報またはファイルについて、使用させたり、公開させたりすることはできないものとします。

3 本条の規定に違反して紛争が発生した場合、契約者は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当社をいかなる場合においても免責し、損害を与えないものとします。

## 第7節 当社の義務等

第35条（当社の装置維持責任）

当社は、ツインインターネットサービスを正常な状態に維持するよう善良なる管理者の注意義務をもって保守・管理します。

第36条（通信の秘密の保護）

通信の秘密の保護）

当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。

2 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による捜索）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3 当社は、契約者が第30条（禁止事項）のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

第37条（ユーザー情報の保護）

当社は、契約者の営業秘密、または契約者その他の者の個人情報であって前条第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報（あわせて以下、個人情報等といいます。）を契約者本人から直接収集し、または契約者以外の者から間接に知らされた場合には、本サービスに円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。

2 契約者が利用申込を行った際に当社が知り得た情報、または契約者が本サービスを利用する過程において、当社が知り得た情報に関し、以下の項目に該当する場合を除き、当社は、これらの情報を処理または開示しないものとします。

- 契約者が、限定個人情報（契約者の氏名、住所、電話番号、性別、年齢、電子メールアドレス等）の開示について同意している場合。
- 当社が、本サービスの利用動向を把握する目的で収集した統計個人情報（契約者の個人が特定できない情報群）を開示する場合。
- 法令により開示が求められた場合。

3 当社は、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後は、個人情報等を消去するものとします。但し、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後においても、以下のいずれかに該当する場合は、当該情報を消去しないことができるものとします。

- 法令の規定に基づき、保存しなければならないとき
- 契約者の同意があるとき
- 当社が本サービスの遂行に必要な限度で個人情報等を保存する場合であって、当該情報を消去しないことについて相当な理由があるとき
- その他、当該情報を消去しないことについて特別の理由があるとき

第38条（免責事項）

当社は、契約者の情報が破損又は滅失したことによる障害、もしくは契約者がインターネットサ

ービスから得た情報に起因して生じた障害等に対しては、一切の責任を負わないものとします。

2 当社は、当サービスの完全な運営に努めますが、当サービスの中断、運営の停止などによって、契約者に損害を生じた場合、当社は免責されるものとします。

3 当社は、契約者の行為については一切責任を負わないものとし、契約者は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するものとします。

## 第3章 ホームページサービス

### 第1節 通則

#### 第39条（ユーザーホームページの設置）

契約者は、本サービスにおいてホームページサービスが付帯している場合のみ、本サービスに係わる契約期間中に限りユーザーホームページを設置することができます。

2 当社は、ユーザーホームページの保全について何らの保証もしません。

3 当社は、ユーザーホームページに係わる契約が終了したときは、あらかじめ本サービスの契約者に対して通告することなく、当該ユーザーホームページを削除することができるものとします。

#### 第40条（禁止行為）

契約者は、ホームページサービスを利用する場合において、以下の行為を禁止します。

- (1) 有料無料を問わず、第三者へのホームページ領域の貸し出し。
  - (2) 他サイト、他サーバへの提供を目的としたCGIプログラムの設置。
  - (3) ホームページへの虚偽の内容の記載。
  - (4) クラッキング行為。
  - (5) サーバのセキュリティを低下させる可能性のあるプログラムの設置およびコマンドの実行。
  - (6) 不特定多数に電子メールを送信するプログラム等の設置。
  - (7) 契約者による内容の確認なく、第三者がファイルを一般に公開できる環境を提供する行為。
  - (8) 出会い系ホームページの掲載。
  - (9) 他の契約者のサービス利用の妨げとなる高負荷CGIプログラムの設置およびコマンドの実行。
  - (10) トラフィックが集中すると予想される利用。
  - (11) 定期的に自動でファイルをアップロードし、ホームページを更新する行為。
  - (12) ネットワークゲーム等の提供。
  - (13) スピード測定サイトの開設。
  - (14) その他、当社が不適切と判断する（第30条(禁止事項)を含む）行為。
- 2 ホームページサービスを利用する契約者は、掲示板等、第三者が書き込み可能な機能を設置している場合は、その書き込みに対しても管理義務責任を負うこととし、不正な書き込みが行われないように健全な場の維持に努め、不正な書き込みが行われた場合には直ちに削除等の適切な処置を行うものとします。
- 3 契約者が第1項の禁止行為を行っている当社が判断し、かつ当社が必要であると判断する場合には、あらかじめ本サービスの契約者に対して通告することなく、当該ユーザーホームページを削除することができるものとします。

## 第4章 メールサービス

### 第1節 通則

#### 第41条（メールボックス契約）

契約者は、本サービスにおいてメールアドレスが付帯している場合のみ、本サービスに係わる契約期間内に限りメールボックスを設置することができます。

2 当社は、メールボックスの保全について何らの保証もしません。

3 当社は、メールサービスに係わる契約が終了したときは、あらかじめ本契約の契約者に対して通告することなく、当該メールボックスを削除することができるものとします。

#### 第42条（禁止行為）

契約者は、メールページサービスを利用する場合において、以下の行為を禁止します。

- (1) 実在しない電子メールアドレスを送信元や返信先に設定する行為
- (2) 他人になりすまして電子メールを送信する行為（偽装するために電子メールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含む）

(3) 迷惑メールを送信する行為。

(4) 当社の電子メールサーバを利用して1日に1電子メールアドレスあたり500通を超える電子メールを送信する行為。

(6) その他、当社が不適切と判断する（第30条(禁止事項)を含む）行為。

2 契約者が第1項の禁止行為を行っている当社が判断し、かつ当社が必要であると判断する場合には、あらかじめ本サービスの契約者に対して通告することなく、当該メールボックスを削除することができるものとします。

附則 平成8年10月1日制定

平成12年4月1日改定

平成13年8月1日改定

平成15年4月1日改定

平成15年12月1日改定

平成16年8月26日改定

平成17年2月20日改定

平成17年11月10日改定

平成26年11月4日改定

平成28年5月20日改定

この規約は平成28年5月20日から実施します。